

第 6086 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 20日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ QRコードを利用したコンビニ納付

Q：QRコードを利用したコンビニ納付が始まるようですが、どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

コンビニ納付は、従来、税務署から交付又は送付されたバーコード付の納付書がなければ利用できませんでしたが、平成31年1月4日以降、自宅等において納付に必要な情報（氏名や税額など）をいわゆる「QRコード」として作成・出力することにより可能になります。

利用方法は次のとおりです。

- ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」をコンビニ店舗に持参する
- ② いわゆるキオスク端末（「Loppi」や「Famiポート」）に読み取らせることによりバーコード（納付書）を出力
- ③ バーコード（納付書）によりレジで納付

QRコードの作成・出力方法は、次のとおりです。

(1) 確定申告書等作成コーナー

確定申告書等作成コーナーにおいて、所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、QRコードの作成を選択すると、申告書に併せて、QRコードを印字した書面が作成されます。

(2) 国税庁ホームページ

国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面で、納付に必要な情報（住所、氏名、納付税目、納付金額等）を入力すると、QRコードを印字した書面が作成されます。

